

農地・土地改良施設の 大規模災害対応マニュアル

～ 災害復旧を効率的に進めるために ～



令和元(2019)年10月



令和2(2020)年7月

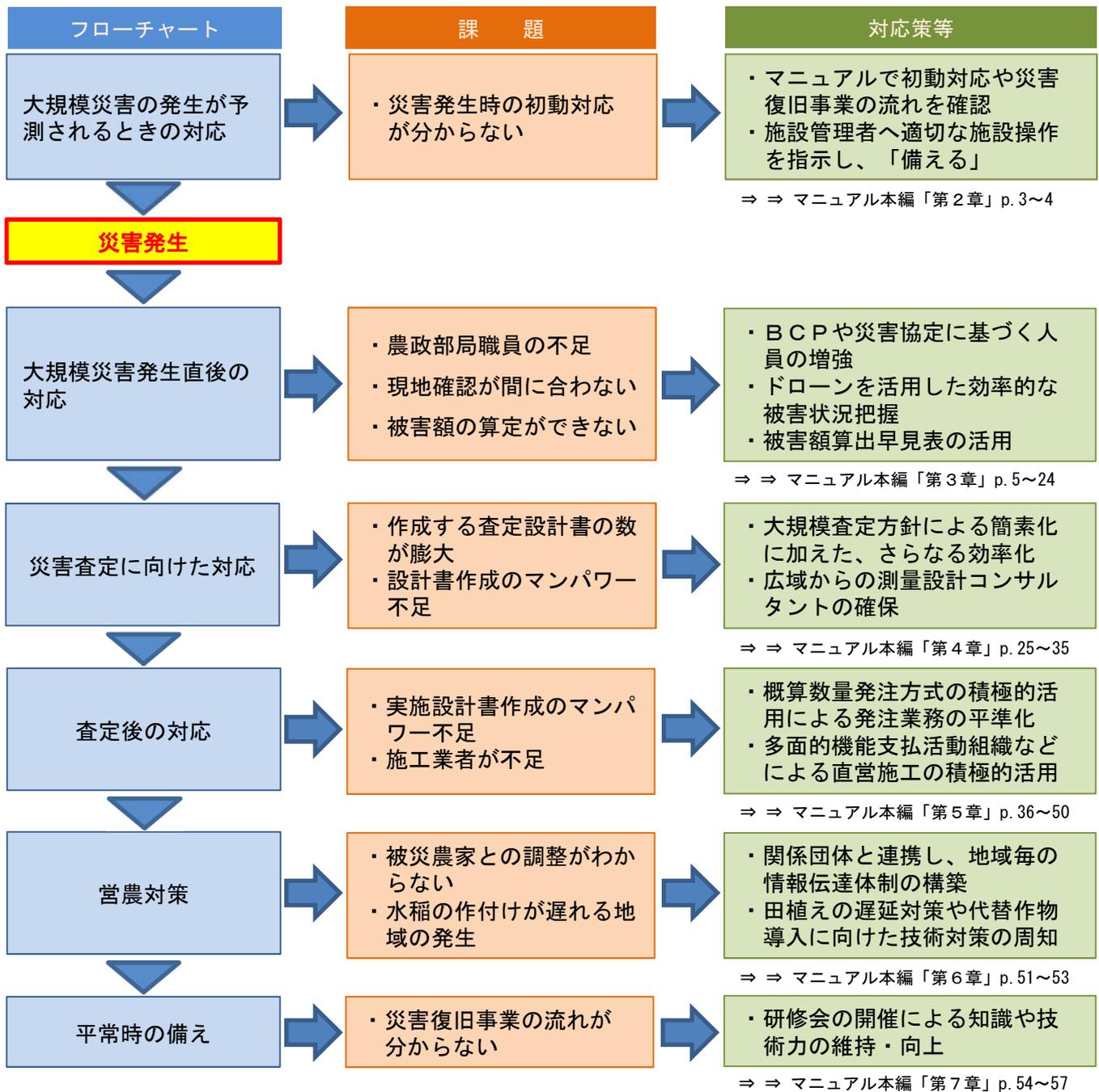
[矢板市上太田]

令和2(2020)年8月

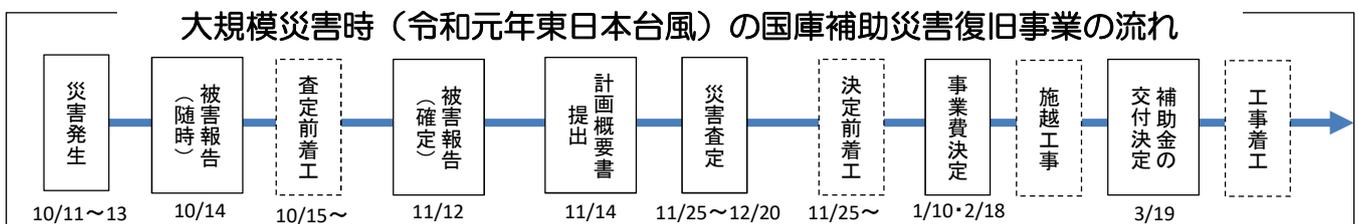
栃木県農政部

災害復旧を効率的に進めるために

- 大規模災害時には、複数の市町が同時に被災します。
- 被災の程度が同じでも、災害経験の少ない市町では、災害復旧事業の対応に遅れが生じている実態があります。
- このため、災害復旧事業の各段階における市町や県の職員それぞれの行動をマニュアル化し、限られた人員の下でも効率的な対応が図られるようにします。



大規模災害時（令和元年東日本台風）の国庫補助災害復旧事業の流れ



大規模災害の発生が予測される時の対応

大規模災害発生直後の対応

災害査定に向けた対応

査定後の対応

営農対策

平常時の備え

災害発生に備える準備

最新の気象情報を入手、先手の対応を

- 市町や県は、台風や梅雨前線など、大雨がある程度予測できる場合は、常に気象情報に注意するとともに、万が一に備え、災害発生時の初動対応などについて確認しておきます。
- 市町や県は、農地・土地改良施設等の災害の防止又は被害を軽減するため、頭首工や排水路等の施設管理者に対し、事前に巡視及び点検など万善の措置を講ずるよう周知します。
- 特にため池については、余水吐の閉塞の原因となる貯水池内の流木や浮遊物の除去、また、かんがい用水の確保に留意しつつ、施設の安全性を確保する観点からも、可能な範囲で貯留水の事前放流（水位低下）を行うことなどを施設管理者に意識してもらうことが重要です。



【施設管理者へ確認例】 **安全には十分に気をつけて、無理はさせません**

- ・頭首工のゲートは、増水に備えて開放しましたか？（倒しましたか？）
- ・水路や暗渠などがゴミで閉塞していませんか？
- ・ため池の余水吐がゴミで閉塞していませんか？

⇒ ⇒ ⇒ 詳しくは、マニュアル本編「第2章」p.3~4参照

大規模災害の発生が予測される時の対応

大規模災害発生直後の対応

災害査定に向けた対応

査定後の対応

営農対策

平常時の備え

被害状況把握のための現地調査

航空写真を活用して効率的に

- 大規模災害発生時には、道路の被災や大規模湛水などにより、通行可能な道路が限定されることが予想されます。
- このため、被害状況把握のための現地調査の実施にあたっては、ドローンで撮影した航空写真を基に調査箇所や点検ルートをあらかじめ整理した上で、必要に応じて被災農家や土地改良区等の立会いを求め、市町と県が連携して効率よく被害概要調査を行うことが重要です。



被害箇所の情報

土地改良区、その他施設等の管理者等からの情報

ドローン撮影

市町、県土連、農振事務所が分担して撮影

現地調査ルートの整理

航空写真を基に調査箇所やルートを整理

被害概要調査

市町、県土連、農振事務所が連携して調査



防災重点ため池の被害報告を受けた場合には、速やかに現地確認を行うとともに、応急対策が必要と判断される場合には、ため池管理者とともに緊急放流、ブルーシート掛けや余水吐の閉塞物除去等の応急対策を行います。
また、下流等への被害が予測される場合は、関係集落、消防団等に急報します。

査定前着工の実施

査定前着工を積極的に活用

- 査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。特に大規模災害時など、復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・農業用施設の復旧や、農業集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合には積極的に活用してください。



【事例紹介】鹿沼市における取組報告

- <概要> BCP（業務継続計画）を令和元年10月15日に発動し、平成27年9月関東・東北豪雨災害時に対応した職員を中心に、部局の垣根を越えて全庁体制で災害復興に取り組みました。（累計5名増員）
- <良かった点> 過去の経験を活かして、住民から寄せられる被災情報の整理、現地調査、地元関係者や関係機関との連絡調整を円滑に行うことができました。

⇒ ⇒ ⇒ 詳しくは、マニュアル本編「第3章」p.5~24参照

大規模災害の発生が予測されるときへの対応

大規模災害発生直後の対応

災害査定に向けた対応

査定後の対応

営農対策

平常時の備え

復旧方針の決定

直営施工や市町単独事業の活用

- 現地調査が終わった被災箇所について、国へ災害査定申請を行い国庫補助事業として実施するか、市町単独災害復旧事業として実施するか、あるいは、自力復旧や多面的機能支払活動組織による復旧対応とするかなど、復旧方針を決定します。

【事務負担軽減と早期着工の視点】

災害復旧事業は、1箇所の復旧工事費が40万円以上のものが対象ですが、40万円未満の小規模な被災箇所であっても、同一工種で150m以内に隣接している箇所をまとめて1箇所とし、国庫補助の対象とすることは可能です。

しかし、国庫補助申請に係る査定設計書作成や査定対応、補助金事務等の事務量を考慮したとき、国庫補助の災害復旧事業によらず、市町単独事業や自力復旧に対する市町からの補助金交付対応の方が事務負担が少なく、また、早期着工が可能となることも考えられます。



測量設計コンサルタントの確保

経験の少ない業者は測量だけでも

- 早期の査定設計書作成完了に向けては、県土連のほか地元測量設計コンサルタントを確保し取り組むことが重要です。
- 農地・農業用施設災害復旧事業の経験の少ない測量設計コンサルタントについては、測量及び製図作業を担当し、後続作業は県土連や直営で行うといった役割分担も必要です。
- また、国が被災市町の要請を取りまとめて、全国のコンサルタントへ被害調査、査定設計書の作成、復旧に係る詳細設計、工事積算等の協力を依頼する制度も活用可能です。



⇒ ⇒ ⇒ 詳しくは、マニュアル本編「第4章」p.25～35参照

大規模災害の発生が予測されるときへの対応

大規模災害発生直後の対応

災害査定に向けた対応

査定後の対応

営農対策

平常時の備え

査定設計書による工事発注

発注業務の簡素化・平準化のために

- 広範囲で大規模な被災が発生すると、公共土木災の発注とも重なって施工業者を確保することが困難となるおそれがあることから、できるだけ速やかに工事を発注することが重要となります。
- このため、農地に堆積した土砂の撤去や被災前の図面が残っている既設水路を原形復旧する場合など、詳細な構造を決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、簡易な査定設計書をもとに工事を発注し、特別仕様書に工事数量について設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用します。

不調・不落対策

一括発注・随意契約・入札条件緩和

- 災害復旧工事は、公共工事年間発注見通しの予定外の工事になることから、不調・不落が発生しやすいです。そのため、建設業協会からの情報収集等により、どのような手法で発注することが不調・不落を抑制できるか検討する必要があります。
- 不調・不落を防止するためには、従来の発注ルールにとらわれずに、随意契約の活用や広域から施工業者を募集するなど、災害後の非常事態の対応であることを強く認識する必要があります。



不調・不落が発生し工事発注が遅れる場合には、被災農家等に対し、復旧スケジュールを説明し理解を得ておく必要があります。

⇒ ⇒ ⇒ 詳しくは、マニュアル本編「第5章」p.36～50参照

大規模災害の発生が予測されるときへの対応

大規模災害発生直後の対応

災害査定に向けた対応

査定後の対応

営農対策

平常時の備え

営農再開に必要な情報の提供と技術支援

様々なツールで情報提供を

- 被災農家が早期に営農を再開できるよう、復旧工事の完了時期や、田植えの遅延対策、代替作物導入に向けた技術対策など、農業者に対し適時適切な情報の周知を確実にを行います。
- このため、自治会、JA、土地改良区及び水利組合等と連携し、地域毎の情報伝達体制を構築するとともに、被災農家に確実に情報が伝達されるよう、自治会の回覧板やホームページによる周知など様々なツールにより情報発信を行います。

◆情報伝達体制（例）

発信元	連携先	連絡先
市町農漁業災害担当課等	自治会	回覧板等により広く住民へ周知
	市町農業再生協議会、市町が依頼する農業協力員	地域の農業者へ周知
	土地改良区・地区委員会	農業者（組合員）へ周知
	水利組合	組合員へ周知
	多面的機能支払活動組織	総会等での会員への周知
	JA・農業共済組合	広報誌等により組合員へ周知

◆農業者への周知時期と内容

時期※	影響区域	完了予定	技術対策		収入保険 農作物共済	直接支払交付 金助成制度
			田植え遅延対策	代替作物		
①	○	○	○	○	○	○
②	○	○		○	○	○
③	○	○		○	○	○
④	○	○	○		○	○

（※：周知する時期）

- ①：営農計画書配布時期
- ②：工事に着手できず、水稻の作付けができないと判明した時期
- ③：発注後、工期が遅れて水稻の作付けができないと判明した時期
- ④：発注後、工期が遅れて水稻の作付けが遅れると判明した時期



地域によって移植晩限が異なるため、復旧工事の完了時期を踏まえた育苗作業スケジュールを示した田植え遅延対策を行う必要があります。

また、復旧時期が移植晩限に間に合わない場合における推奨する代替作物、栽培上の注意点、必要な機械等を示した技術対策についても、代替作物の販売先や飼料作物の受入先となる畜産農家との調整等が必要のため、地域の状況を十分踏まえることが重要です。

⇒ ⇒ ⇒ 詳しくは、マニュアル本編「第6章」p.51～53参照

大規模災害の発生が予測されるときへの対応

大規模災害発生直後の対応

災害査定に向けた対応

査定後の対応

営農対策

平常時の備え

土地改良施設に関する資料整備

迅速な調査のために施設の特徴を知る

- 災害発生後、迅速に土地改良施設の被災状況調査や応急工事を実施するためには、施設の位置をプロットした管内図や市町図、施設台帳や水路系統図等を整理しておくことが重要です。
- このため、市町においては、土地改良区等の施設管理者に対し、頭首工、ため池などの水利施設の位置、構造が分かる施設台帳や写真の整備、また、補助率増高申請で必要となる字切図や農地情報の整理等を進め、災害発生に備えておきます。



市町や県は、災害発生後、速やかに被災位置や被災状況等をプロットするため、管内図（白図）や市町位置図（白図）を準備しておきます。なお、電子データも用意できると、その後の資料作成に活用できるので便利です。

⇒ ⇒ ⇒ 詳しくは、マニュアル本編「第7章」p.54～57参照

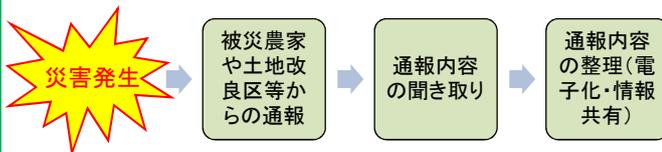
被災農家へのアプローチ

被災農家や土地改良区等は、損壊した農地や土地改良施設の被害の大きさから、復旧の見通しや復旧に係る費用（負担）に不安を抱えています。

このため、被災農家の営農意欲をそぐことがないよう、各種の救済制度を説明するとともに、行政として復旧に向けた作業を開始していることを伝えることで、安心感を与えることが重要です。

1 住民等からの通報や支援要請を整理しましょう

- ・通報者は、不安な気持ちを抱え連絡してくることが大半です。
- ・「担当者不在で分からない」ということにならないよう、電話を受けた者が災害受付票に基づき聞き取りを行います。
- ・なお、通報者の「氏名、連絡先」を必ず確認し記録しましょう。



2 説明会を開催しましょう

- ・災害復旧に関するチラシを農家や土地改良区等に配布し、自力復旧する前に、必ず市町に相談するよう周知しましょう。
- ・なお、被災農家が多い場合には、集落や土地改良区、水利組合単位で説明会を開催しましょう。



3 小規模災害の復旧は直営施工の活用を提案しましょう

- ・農地や水路の土砂排除、畦畔等の土羽復旧など、比較的簡単で安全に施工できると判断される作業は、農家・多面的機能支払活動組織による直営施工の活用を提案してみましよう。



お問い合わせ先

■ 栃木県農政部農地整備課		TEL 028 - 623 - 2369
■ 河内農業振興事務所	農村整備部	TEL 028 - 626 - 3097
■ 上都賀農業振興事務所	農村整備部	TEL 0289 - 62 - 6146
■ 芳賀農業振興事務所	農村整備部	TEL 0285 - 82 - 4665
■ 下都賀農業振興事務所	農村整備部	TEL 0282 - 23 - 3428
■ 塩谷南那須農業振興事務所	農村整備部	TEL 0287 - 43 - 1261
■ 那須農業振興事務所	農村整備部	TEL 0287 - 23 - 2153
■ 安足農業振興事務所	企画振興部	TEL 0283 - 22 - 2355